

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第10号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第12号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第13号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第14号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第16号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第17号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第22号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第18 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第19 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第20 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第21 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第23 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 10 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 12 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 8 議案第 13 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 14 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 15 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 18 号 須恵町西作業所設置条例の制定について
- 日程第 14 議案第 19 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 20 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 21 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 22 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 18 議案第 23 号 平成 30 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 19 議案第 24 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 20 議案第 25 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 26 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 27 号 平成 30 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 28 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員 (13 名)

2 番	世 利 孝 志	3 番	白 水 勝 元
5 番	三 角 栄 重	6 番	田 ノ 上 真
7 番	松 山 力 弥	8 番	猪 谷 繁 幸
9 番	田 原 重 美	10 番	合 屋 伸 好
11 番	原 野 敏 彦	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

欠 席 議 員 (1名)

1 番 児 玉 求

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都市整備課長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。中嶋町長最後の定例会になっておりますので、しっかりと意見を出していただきたいと思います。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまから平成30年第1回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、児玉求君より3月7日までの欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。平成30年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月23日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第1回定例会の運営について協議、討論いたしました。

今回提出された議案は19件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会6件、予算審査特別委員会7件で、議案第23号から議案第28号までの平成30年度当初予算については一括議題といたします。また、議案第10号は提案理由の説明後、質疑、討論、採決、議案第22号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決を行います。

次に、日程についてですが、中本会議を3月7日午前10時から、終了後、全員協議会、8日は午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会、一般質問は12日午前9時から行います。3月20日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月20日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月20日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番議員、10番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 3月議会を招集しましたところ、私にとりましては64回目の議会ということになります。全員おそろいでありたいところでございますが、1名の欠席がございまして残念でございますが、それでは諸報告を申し上げます。

平成30年度一般会計当初予算について

平成30年度一般会計当初予算の説明をいたします。

平成30年度、一般会計の歳入歳出当初予算は80億円で、前年度当初と比較いたしますと3億5,000万円の減額、伸び率はマイナスの4.2%でございます。これは今回選挙がございましてので経常的な経費を上げておるといことで、補正要素が多分に出てくるということになります。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は3.0%の増、法人町民税は6.6%の増、固定資産税につきましては、0.8%の増となっております。町全体といたしましては、町税として1.6%の増、4,400万円余りの増収を見込んでおります。

国家予算の約2割を占めます地方交付税でございますが、平成30年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースで交付額は、29年度比として2.0%減を見込んで計上しておりますことから、本町への交付税は18億4,000万円、一番多いところで24億円、一番少ないときで17億円というのがあったわけでございますが、それに次ぐ低い交付税の額、それは自主財源と申しますか税収が伸びてきておるとい関係と災害等の問題が起こるといことで、交付税の税収を少なく見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、1.2%の減、8億6,000万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を3%減の3億2,000万円計上いたしております。

そのほかに、第三小学校校舎改修工事、（仮称）多目的公園整備事業、防災行政無線整備事業、道路改良事業などに合計で4億4,450万円計上いたしております。

なお、歳入歳出収支不足の財源措置としましては、財政調整基金から繰入金2億5,000万円に対応いたしております。

次に、歳出予算でございますが、まず義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告しますと、29年度の退職者が5名、採用職員は30年1月に2人、4月に4人となりまして、全職員数は前年度から1人増の149人になります。再任用職員5名を合わせますと

154人になるわけでございます。

一般会計におきまして、平均年齢は前年度から1歳上がりまして39歳になります。平均給料月額、そのことによって3,761円上がっております。

維持補修は小中学校の修繕など600万円の減により、8.4%の減になっております。

補助費等については、認定こども園のいわゆる明道館の実質負担金が6,700万円の増、粕屋南部消防本部負担金が2,700万円の増などがあります。起債の償還時により、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が1億700万円の減となっており、5.2%の減となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が2,300万円の増、須恵めぐみ保育園及びわかすぎの杜保育園の保育実施委託料が合わせて1,500万円の増などにより、1.1%の増となっております。

物件費は、保育士派遣業務委託料が700万円の増、新規で議場システムリースに900万円などにより、1.8%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業でございますが、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修に8,500万円、須恵町多目的公園造成に3,000万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修事業に5,400万円を計上いたしております。交通の安全確保、あるいは生活環境の維持、向上を図ってまいりたいと思っております。

また、防災関係につきましては、交付税措置のある起債を活用して防災行政無線のデジタル化による再整備及び庁舎の非常用電源装置の改修を平成30年度に実施設計、31年度に施工を行い防災機能の向上を図っております。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかの繰出金など、合わせまして12億9,200万円を計上いたしております。

以上、平成30年度の一般会計当初予算の報告でございますが、事業費は最小限に抑え、本年度も「不要」「不急」の予算は削減いたして、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んで予算編成をいたしてきたものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着をもって生きがいを実感できる、安全安心な魅力あるまちづくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、今後とも、議員各位を初め、町民の皆様に御理解と御協力をいただきますことをあわせてお願い申し上げます。

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算でございますが、予算総額は30億3,000万円、前年度に比較して率で20.6%、金額で7億8,600万円の大幅減となっております。

平成30年度は、県が国民健康保険の財源運営の主体となる制度改革の初年度になります。今

まで直接町の歳入で計上してまいりました国庫支出金、診療報酬支払基金・国保連合会からの交付金、歳出に計上してまいりました同団体への納付金、拠出金等が県の国民健康保険特別会計で管理されることになり、町の財政規模は大幅に縮小されております。

30年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行、あるいは社会保険への加入などによりまして、この1年で約280人が減少し、6,200人ほどとなる見込みで、予算編成をいたしております。

具体的には、歳出におきましては、保険給付費を対前年度比1億1,000万円減額、新規に県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した国民健康保険事業費納付金を7億4,000万円予算計上いたしております。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率、標準保険税率を参考にした結果、対前年度比1,400万円の減額となり、保険給付に必要な費用を県が市町村に支払う保険給付費等交付金を新規に22億4,000万円予算計上いたしております。

今回の制度改正により、多額な公費が投入され、県が財政運営主体となることにより、一般会計からの赤字補填は当初予算ベースで対前年度比9,900万円の減額となりました。

今後は、住民に一番身近な市町村はこれまでどおり資格管理、保険給付、保険税率の決定及び賦課・徴収、保健事業の実施等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなりますが、県と連携し、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援御指導を賜りますようお願いいたします。

平成30年度水道事業会計予算について

次に、平成30年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億4,755万2,000円で、前年比0.9%の増、金額にして589万円の増でございます。これは水道申込み加入金の増によるものでございます。

支出額は5億7,339万7,000円で、前年度比3.3%の増、金額にして1,825万3,000円の増でございます。

これは、減価償却費、配水管等施設改良工事により設置された施設及び機械の減価償却が開始したことによるもの、また水道企業団からの受水費の軽減措置が終了したことによる増でございます。30年度の収支は7,415万5,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額でございますが3,500万円で、前年度比85.5%の減、これは配水施設改良に伴う企業債及び国庫補助金の減によるものでございます。

支出額は2億3,773万6,000円で、前年度比39.3%の減でございます。配水管施設改良費の減によるものでございます。不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を主として施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

自然食普及センター販売所の通称名決定及び共生のまちづくりの事務所移動について

次に、自然食普及センター販売所の通称名が決定いたしましたので、またそれと共生のまちづくりの事務所が移転することについて報告させていただきます。

このたび、自然食普及センター販売所の通称名、愛称と申しますか、が決定いたしましたので御報告を申し上げます。

自然食普及センターが、町内外のたくさんの方々の利用のおかげで、30年間以上続けておりますことに大変感謝いたしております。

昭和54年全国でも珍しい健康課を設置し、食からの健康づくりを柱として、昭和59年に自然食普及センターをオープンいたしました。これからも町民皆様に安心安全な食材等を供給できるよう、そして今まで以上に親しんでいただき魅力を感じていただくために、昨年12月の広報すえで通称名を募集いたしました。応募の中から、厳選なる審査により、自然を意味するナチュラルと須恵町のすえを合わせた「なちゅらす」に決定いたしました。また、店の出入り口をより入りやすいように位置を変更したりとリニューアルしております。

引き続き「なちゅらす」では、須恵町の特産である養生味噌・有精卵・お茶・だしの素・油・歯磨き等400種以上もの商品をそろえて販売いたしております。ぜひ議員の皆様方も「なちゅらす」へ足を運んでいただきますようお願い申し上げます。

須恵町共生のまちづくり推進協議会の事務局が平成30年4月1日をもって、現在オイコス1階事務所から2階へ移動することになりました。

須恵町共生のまちづくり推進協議会とは、オイコスの設立と同時に立ち上げられ、町民の自発的なボランティア活動を促進し、ボランティア団体の管理運営組織としてその役割を持っております。今後もボランティア団体の拠点として活動していただきたいと考えております。

敬老祝い金70歳廃止理由について

最後に、敬老祝い金70歳の廃止についてでございます。

本町は、昭和43年より高齢者に敬老の意を表し、老人の福祉を図ることを目的として敬老祝い金を支給してまいりましたが、平均寿命の向上・社会情勢等の変化に伴い、高齢者の概念は変わりつつあります。安倍首相が提唱いたします働き方改革では、高齢者が健康で、意欲と能力ある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指しており、70歳でも現役で働いている高齢者はたくさんおられます。

本町の考えとしては、70歳を高齢者として捉えるものではなくて、あくまでも現役の社会の担い手として考えております。また、糟屋地区内においても70歳を対象としていますのは本町

と新宮町のみとなっておることから、来年度は支給対象から70歳を外すようにいたしました。

あわせて障害者福祉手当も廃止いたします。これは身障者会の会長に報告了解済でございます。そのことによって、約900万円の予算額が少なくなるということでございます。

障害者福祉手当というのは、須恵町だけが今までも払っておったというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

平成30年2月7日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

第2号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の増額にそれぞれ3,344万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億8,622万9,000円とするもので、これは前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決されました。

第3号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,917万円6,000円と定めるもので、前年度予算比639万1,000円の増で、主な要因は、歳入において前年度の火葬件数がふえたため葬祭場使用料の増、歳出では火葬予約システムの導入委託などの増によるもので、全員賛成で可決されました。

なお、詳細につきましては議員控室差に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑の議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年2月15日に粕屋南部消防本部において第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、職員の給料月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により手数料の標準額が改定されたため条例の一部を改正するもので、消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所等の設置許可申請に対する審査や完成前検査など手数料の改正ですが、南部消防署管内には当該対象となるタンクはありません。全員賛成で可決しました。

議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,273万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,605万8,000円とするものです。

主なものとして、歳出の消防費において、県防災行政無線整備負担金では計画年度の延長により、共同運用整備負担金では事業執行残により減額、消防車両寄贈による備品購入費の減額となっております。

なお、29年度分の須恵町の分担金については603万6,888円の減額となります。全員賛成で可決しました。

議案第6号平成29年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,001万5,000円とするものです。

これは、前年度決算額における繰越金の決定による増及び年度末における決算見込みによる減

額となっています。全員賛成で可決しました。

議案第7号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,217万4,000円と定めるもので、前年度と比べ1億2,621万6,000円の減となっています。

減額の主なものとして、消防費の備品購入費で、車両更新が平成29年度までで終了しており、30年度予算の計上がないためとなっています。

30年度分の須恵町の分担金は3億1,036万7,598円となっています。

消防費の委託料、はしご車オーバーホールでは、はしご車のワイヤーは目視で点検するののかとの質疑、また5年を経過するだけでの取りかえは中止してほしい、取りかえた場合はワイヤーを引き取り、売却して少しでも経費を浮かせるべきではとの意見がありました。

そのほか、福岡市に一本化した指令センターの稼働により、これまで南部消防署の指令センターに従事していた職員について質疑があり、南部消防組合の通信指令業務は3名の3交代制で9名、そのうち3名を消防通信指令業務委託として福岡市に派遣し、残り6名については配置転換しているとの回答があり、全員賛成で可決しました。

議案第8号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,960万6,000円と定めるもので、前年度と比べ1,373万8,000円の増となっています。

歳入の繰入金1,500万については、繰入金額が多いのではないのかとの質疑があり、休日診療所事業は収入額に対し支出額が増加しており、9割以上が診療報酬額である。毎年11月から2月にインフルエンザの流行による患者数が増加しているが、医療報酬は2から3カ月後の支払いとなるため、医師、看護師などの給与支払いが困難になりつつあり、毎年300万円ほどの補正を行っている状況。30年度は基金を取り崩し繰入金に充てているとの回答があり、全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町田川議員より、「第5次粕屋南部消防組合消防力整備計画」の実施計画に基づく取り組みと進捗状況について質問がなされ、施設体系に沿った進捗状況等の答弁がありました。

なお、須恵町の平成29年火災・救助・救急状況は、火災3件（前年度比4件減）、救助14件（前年比8件増）、救急1,153件（前年比5件増）となっています。

詳細につきましては議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、

三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成30年1月31日に第1回臨時会、2月27日に第1回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

第1回臨時会、選挙第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議長の選挙については、指名推選により、私三上政義が当選、選挙第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の副議長選挙については、福岡市の鶴田博氏が当選しました。

議案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任については、久山町阿部哲氏で、全員賛成で同意しました。

第1回定例会、議案第2号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更については、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、規約を変更するため議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号平成29年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ576万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,531万8,000円とするもので、事業費において宇美事業区における森林作業道工事の中止などにより減額となっております。全員賛成で可決いたしました。

議案第3号は、平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,311万8,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,170万8,000円の減となっております。これも事業費において、森林作業道開設計画量の減によるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 平成30年2月27日第1回定例会が開催されました。

組合長報告では、し尿処理施設洒水園について、放流水は安定した水質が維持されており、平成28年11月から平成29年10月までの1年間に1万2,998キロリットルのし尿を処理しております。前年度同期比較1,155.3キロリットル、約8.16%減量、管理経費を削減

しながら順調に処理業務が行われています。今後も状況に応じた対策、修繕を行いながら処理業務を行っていきます。

クリーンパークわかすぎの運営・管理については、RDF施設及びリサイクルプラザともに順調に稼働していますが、施設が16年目となり老朽化が進んでいるため、点検・維持補修を繰り返しながら操業しています。

RDF施設では、平成28年11月から平成29年10月までの1年間に4万3,125.53トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しています。

リサイクルプラザでは、同期間に2,615.51トンの不燃・粗大ごみを処理しており、平成29年4月から平成30年1月分まででアルミ缶・スチール缶合わせて約118トン、ペットボトル約158トン、破碎鉄、その他金属類約501トンを資源有価物として売却し、約3,400万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電事業関連については、平成30年1月23日に第1回運営協議会が行われ、平成30年度事業計画案に対し、加入組合全員賛成により可決され、あわせて平成31年度以降34年度までの長期事業計画については、毎年見直しを行うとの説明がありました。

またこの決定により、平成30年度のRDF処理委託料単価は平成29年度のトン当たり1万500円から7,150円となり、3,350円の減額となりました。

事業延長に関する地元対策事業については、平成28年度から3カ年で終了する予定で進めており、平成30年度が最終年度との報告がありました。

続きまして議案ですが、議案第2号平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算について。

主なものとしては、歳入は構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっています。

須恵町負担金につきましては824万円の減額となっております。

歳出では、決算見込みによる一般管理費、需用費、委託料の減、衛生費、薬品費減額補正が主なもので、全員賛成で可決しています。

議案第3号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算、歳入歳出予算の総額はそれぞれ17億3,531万8,000円で、前年度比3億9,084万8,000円の減、18.38%の減額となっています。

須恵町の分担金は3億5,875万2,000円で、前年度比1億713万6,000円減額となっています。全員賛成で可決しています。

議案第4号須恵町外二ヶ町清掃施設組合財政調整基金条例の制定についての提案がされました。

大牟田リサイクル発電事業が平成32年度末に事業終了することが決定され、その解体等の事業費を基金として積み立てる目的の基金条例です。

議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合長期継続契約に関する条例の制定については、組合において長期継続契約に関する条例がなかったためこれを制定し、事務用機器や車両、施設の保守管理業務等の委託契約に運用する目的です。

議案第4号、第5号、それぞれ全員賛成で可決しています。

なお、議案書等は控室に置いておりますので御参照ください。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第10号及び議案第22号は、議会運営委員会報告にもありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第23号から議案第28号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。議案書は1ページをお願いします。

議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

提案理由としまして、平成30年3月31日限りで当該組合の構成団体であります豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、組合規約を変更するため本議会の議決を求めるものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

まず別表第1は、第2条関係で組合を組織する地方公共団体を掲げるものです。別表第2は第

5条関係で、組合議会議員の定数及び選挙の方法を掲げるものです。いずれも下線部分のとおり、豊前広域環境施設組合を各表から削るものです。

前のページ、2ページに戻っていただきまして附則のところです。この規約は、平成30年4月1日から施行する。

以上のとおりよろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。議案第10号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） おはようございます。議案書は4ページをお願いいたします。

議案第11号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、町道路線網の整備を図るため町道路線の認定の必要が生じたので提案するもので、今回路線の認定は4路線でございます。

次の、議案書5ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道689、路線名須恵・上の原2号線、起点、須恵字上原980番16地先から、終点、須恵字上原980番12地先まで、延長34.6メートル、最大幅員12.8メートル、最小幅員6.0メートル、認定理由は一般公共道路として新規認定のためでございます。

ほか3路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

図面番号①から③につきましては現在町が維持管理を行っており、現地精査の結果、新規認定を行うものでございます。

図面番号④につきましては、平成19年に福岡県から移管を受け、町道須恵・粕屋線として認

定をしておりましたが、車道と歩道の上にJRの軌道敷があるため、車道部、歩道部を切り分け、歩道部のみを甲植木駅前4号線として単独認定するものでございます。

路線図を9ページに添付いたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は10ページをお願いします。

議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。別冊の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,125万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,508万円とするものです。

第2項では、第1表で歳入歳出予算補正を、続く第2条では、第2表地方債補正で変更をいたします。

次の2ページをお願いします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

年度末の補正でございますので、地方交付税を初め国、県補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的に計上しております。

9款から20款までございますが、主なものを申し上げます。

9款1項地方交付税は、普通交付税と特別交付税があるわけですが、ここでは既に決定されております普通交付税額17億3,721万円に合わせまして3,721万円を増額補正しております。

13款1項国庫負担金1,197万4,000円の減額は、主に児童手当に係る減額でございます。

2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金4,024万円に合わせまして2,301万円の減額としております。

16款1項寄附金1,152万1,000円は、主にふるさと応援寄附金の増額をしております。

18款1項繰越金は、前年度決算収支額2億5,929万7,000円に合わせまして、7,114万4,000円の増額補正をしております。

そうしまして、これまで歳入予算不足を賄っておりました17款1項の繰入金でございますが、財政調整基金の取り崩し、およそ5億1,000万円としておったところを2億円弱までに抑え、減額3億1,210万円の減額補正を行っております。

次の3ページをお願いします。歳出でございます。

全体的に、年度末の決算見込みからの予算執行残、不用額の減額を行っております。主だったところを御説明いたします。

2款1項総務管理費1,105万4,000円の減額は、総務課及びまちづくり課予算の不用額になります。

4項選挙費124万6,000円は、4月の町長選挙関係の予算で、この3月に係る経費を計上いたしております。

3款民生費の主な減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、児童手当、保育士・幼稚園教諭等の臨時雇い賃金などがございます。

4款衛生費の主な減額は、清掃施設組合負担金の減額になります。

6款農林水産業費では、旅石地区水路改良工事請負費執行残の減額。

8款土木費では、道路新設改良及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

9款消防費、10款教育費、12款公債費も同様に、賃金、委託料、工事請負費、負担金、補助金などの執行残、不用額の減額補正をしております。

続きまして、5ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

これは、歳入の補正予算、20款の町債の減額7,852万3,000円の内容になります。

既に決定されております臨時財政対策債及び3件の事業費減に伴います起債、合計4件の地方債限度額を表のとおり変更し、減額するものです。

起債の方法、利率等に変更はございません。

以上のとおり、本議会に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

日程第8. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の11ページをお願いします。

議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億226万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,409万5,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、37ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税110万円の増額は、30年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款の国庫支出金から7款の共同事業交付金までは、交付金等の申請及び交付決定通知による増額補正でございます。

8款1項他会計繰入金1,070万9,000円の増額は、保険基盤安定繰入金、財政安定繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

10款諸収入215万8,000円の増額は、延滞金、第三者納付金等の収入済額により補正をしております。

続いて38ページ、歳出でございます。

1款総務費30万6,000円の減額は、需用費、役務費等の決算見込み額によるものです。

2款保険給付費1項療養諸費2,000万円の減額、2項高額療養費500万円の増額も決算見込みによる増額補正です。

3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増額補正で、7款共同事業拠出金は国保連合会からの確定通知による減額補正でございます。

8款1項特定健康診査等事業費92万9,000円の減額は、決算見込みによる補正を、9款1項償還金及び還付加算金3,133万4,000円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を文教厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

日程第9. 議案第14号

○議長（三角 良人） 議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の55ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,000万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。次のページ、56ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項後期高齢者医療保険料930万円の減額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定をしました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金3万4,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合からの通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,441万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,258万6,000円を含めたところの補正です。

5款諸収入53万円の増額は、決算見込みによる補正です。

次に、歳出です。

57ページをお願いいたします。

1款2項徴収費24万円の減額は、3町の共同発注により印刷製本の単価が下がったことによる執行残の減額を。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金626万9,000円の増額は、歳入歳出予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

4款予備費は全額減額しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 議案書の13ページをお願いします。

議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の64ページをお願いします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ606万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億732万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

繰越明許費。第3条、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費により御説明いたします。

65ページをお願いします。

歳入です。

主なものは、1款1項負担金、補正額3,300万円は、決算見込みにより受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額520万円も決算見込みにより増額補正しております。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス2,189万8,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額197万5,000円は、前年度の還付消費税が確定しま

したので増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス2,490万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等に伴う減額補正でございます。

66ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額1,932万7,000円は、委託料、負担金補助及び交付金、補償費の執行残で750万円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,682万7,000円を計上し、これらを差し引いた補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス1,920万円は、委託料、工事請負費の落札残及び負担金、補償補填及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

67ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円を2,090万円に変更。これは、平成29年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億1,490万円を1億9,980万円に変更。これは、町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

68ページをお願いします。

第3表繰越明許費。

2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額5,500万円は、上須恵地区管渠築造工事について、河川占用許可を得られず29年度中に着工できなかったため翌年度に繰り越すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の14ページをお願いいたします。

議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の77ページをお願いします。

平成29年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,871万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

78ページをお願いします。

歳入です。

1款1項分担金、補正額13万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額補正しております。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス383万7,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

4款1項繰越金、補正額341万6,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

79ページをお願いします。

歳出でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス28万2,000円は、平成28年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の15ページをお願いします。

議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の84ページをお願いします。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款第1項営業収益、補正額1,500万円は、手数料の決算見込みによる増額でございます。

支出。

第1款第1項営業費用、補正額マイナス450万円。主なものは原浄費及び配給費の委託料、材料費、修繕費、路面復旧費、受水費等の決算見込みによる減額でございます。

第2項営業外費用、補正額マイナス60万円。前年度に借り入れた企業債の利率の確定に伴う減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款第1項負担金、補正額マイナス400万円は、移設補償費に伴う工事負担金の減額でございます。

第2項企業債、補正額マイナス2,630万円は、緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

支出。

第1款第1項改良費、補正額マイナス4,500万円は、配水管等施設改良に伴う工事請負費

の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,577万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

85ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

起債の目的、水道事業債、変更前限度額1億6,520万円を変更後1億3,890万円に、緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13、議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤 義一） おはようございます。議案書16ページでございます。

議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてでございます。

提案理由。旧西幼稚園園舎を新たに須恵町西作業所として設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

次の17ページをお願いします。

須恵町西作業所設置条例。

第1条、設置。

第2条、名称及び位置。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため、並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるが生じたので提案するものです。

19ページ、20ページに改め分、21ページ以降に新旧対照表をつけております。

詳細については新旧対照表で説明いたします。

21ページをお願いいたします。

第3条、課税額について。第1項の構成を変更し、第1号では基礎課税額、医療費給付分のことですけれど、について、第2号では、後期高齢者支援金等課税額について、第3号については、介護納付金課税額について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる旨改正しております。

また、次のページ、2項、3項、4項は、それぞれを示す第1項の号番号を追加しております。

第4条、第6条、次のページの第6条の2では、基礎課税額の税率を改定し、第9条から第10条の2で介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。

一番下の第15条から25ページの第25条前段までは、文言、読点の追加と精査による改正を。

第25条第1項で、7割軽減の世帯の納税義務者について。

次のページ、26ページの第2号で、5割軽減世帯の納税義務者について。一番下の第3号で、2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を税率改定に伴い行うものです。

27ページ中央、第25条の2から最後のページ、31ページと同条13項までは精査による

改正です。

20ページに戻っていただいて、下のほうですけど、附則第1項でこの条例は平成30年4月1日から施行するとし、2項でこの条例の規定は平成30年以降の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しによる条文の追加と整備が主なものです。

33ページに改め分、34、35ページに新旧対照表をつけております。詳細については、新旧対照表で説明します。

34ページをお願いいたします。

一番上の3条、須恵町が保険料を徴収すべき被保険者についての改正でございます。

第2号では、病院や診療所への入院してる被保険者について。

第3号及び第4号は、継続して2つ以上の病院に入院した場合の被保険者について。他の広域連合との間でも準用する旨の文言を追加しております。

第5号では、国保加入中に住所地特例対象施設に入所したものが75歳に到達したときの住所地特例の見直しがなされています。

次に、附則の第2条、次のページをお願いします。

これは、後期高齢者医療制度が始まった際に被用者保険等の被扶養者だったものが、後期高齢者医療の被保険者になったことによる平成20年度のみ保険料の納付時期の特例措置について削除が行われたものです。

その下、附則第2条が削除されましたので、第3条は第2条へ条ずれいたします。

33ページ戻っていただいて、中ほどです。附則です。この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、町の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更と文言の追加です。

37ページに改め分、38ページに新旧対照表をつけております。

詳細は新旧対照表で説明いたします。

38ページをお願いいたします。

目次及び見出しを含む条文内の須恵町が行う国民健康保険を、須恵町が行う国民健康保険の事務に「事務に」を追加する形です。

それと、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正するものです。

37ページに戻っていただいて、中ほど附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第22号須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 39ページでございます。

議案第22号須恵町固定資産評価員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によりまして本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木353番地、氏名、今泉俊裕、生年月日、昭和31年10月1日、任期、平成30年4月1日から前任者の残任期間でございます。

提案理由としては、現在固定資産評価員であります平松秀一氏が30年3月31日をもって辞任のために、その後任について提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に

御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第22号須恵町固定資産評価員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

日程第23. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第19、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第20、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第21、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第22、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第23、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第23号について、満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は41ページをお願いします。

議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算書を別冊のとおり提出しますので、本議会の議決を求めるものです。

では、別冊の平成30年度の一般会計歳入歳出予算書、当初予算書で主な内容を御説明いたします。1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億円と定める。前年度と比較しますと3億5,000万円、4.2%の減となっております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。

第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為によります。

一時借入金、第4条では、最高額を6億円と定め、歳出予算の流用、第5条では、給料、職員手当等の人件費については同一款内で流用ができる旨を規定しております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から、構成比が大きいものから順に3つほど、前年度と比較しながら申し上げてまいります。

なお、前年度比較につきましては、11ページから13ページの総括表、歳入歳出にも示しておりますので、あわせて御参照ください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は、28億3,347万6,000円、歳入全体の35.4%でプラス2ポイントとなっております。対前年度比較は4,445万円、1.6%の増収を見込んでおります。

次に、9款地方交付税は18億4,500万円、歳入全体の23.1%で、プラス0.4ポイントとなっております。対前年度比較は減額の5,500万円、2.9%の減になります。

次の、4ページをお願いいたします。13款国庫支出金は8億5,912万円、歳入全体の10.7%で、プラス0.3ポイントです。対前年度比較は減額の1,070万8,000円、1.2%の減になります。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で歳入予算のおよそ7割を占めることとなります。

ほか、対前年度比較で大きく減額となっているところを2つほど申し上げます。

17款繰入金が2億6,000万円、20款町債が1億320万円の大幅な減額となっております。これは次の歳出でも御説明いたしますが、組合負担金や特別会計繰出金、建設事業費の減額などが一つの要因でございます。

なお、町債の内容は後ほど第2表地方債で御説明いたします。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から9款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は65.9%で、2.9ポイント上昇しております。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど、前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は33億43万8,000円、歳出全体の41.3%で、プラス1.6ポイントとなっております。対前年度比較は減額の1,795万円、0.5%の減になります。

平成30年度に国民健康保険制度が大きく変わることから、国民健康保険特別会計への繰出金がございます1項の社会福祉費が9,500万円ほど減額となっております。

次に、10款教育費10億3,838万3,000円、歳出全体の13%で、プラス1.8ポイントとなっております。対前年度比較は増額の1億719万4,000円で、11.5%の増になります。3カ年計画で、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事などを行ってまいります。

次に、2款総務費、4款衛生費と続きまして、その構成比は11.6%、11.4%とほとんど差はございませんが、4款衛生費は清掃施設組合負担金が1億700万円の大きな減額となっているため、対前年度比較では8.6%の減となっております。

また、歳出予算を性質別で見えますと、道路改良工事請負費などの普通建設事業費が対前年度比較で2億6,000万円ほど減額となり、伸び率はマイナスの43.3%となっております、前年度に比べ事業費を抑えた予算となっております。

ほか、いわゆる町の借金返済に当たります公債費は3,700万円の減額、前年度に引き続きマイナス6.6%となっております。

次に、8ページの第2表地方債でございます。

起債の目的を、限度額の大きいものから申し上げますと、臨時財政対策債3億2,000万円は、前年度とほぼ同額です。

次に、須恵第三小学校校舎改修事業債6,370万円、ほか道路改良事業債と続きまして全部で7本、4億4,450万円の起債を上げております。起債の方法は証書借入、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、9ページ、第3表債務負担行為は1件でございます。町内の防災行政無線整備工事に係ります設計管理業務の委託でございます。期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額1,500万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上のとおり、平成30年度に必要な予算を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第24号及び議案第25号について、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成30年度特別会計歳入歳出予算で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億3,000万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

まず歳入から説明します。次の3ページをお願いいたします。

予算科目も大きく変わっておりますので、少額でも新規に計上したものについては説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、5億2,390万円、対前年度との予算の比較で1,420万

2,000円の減額です。税率改定後の数値で、平成30年度、平均被保険者見込み数と平成20年中の所得により試算を行っております。

3款1項国庫補助金は、災害臨時特例国庫補助金の頭出しの1,000円です。新規計上で震災による保険税の減免に対する補助金です。

4款1項県補助金、22億4,353万9,000円の新規計上の保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものです。

2項財政安定化基金県交付金1,000円は、国保財政の安定化のため県が設置した基金から、災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付されるものです。

5款1項他会計繰入金、2億6,102万9,000円、対前年度比較9,977万8,000円の減額で、主に収支不足のその他一般会計繰入金の減額によるものです。

8款1項財政安定化基金貸付金1,000円は、県が設置した財政安定化基金から、保険給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合の貸付金です。

続きまして、4ページ、5ページの歳出をお願いします。

1款総務費、3,531万4,000円は、人件費が主なものですが、医療費適正化及び収納率向上特別対策費の予算の組みかえにより、対前年度比較1,737万3,000円の減額となっております。

2款保険給付費、22億1,355万1,000円、対前年度比較1億1,154万5,000円の減額です。

1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、被保険者の減少により医療費総額も減少すると見込んでいます。

3款国民健康保険事業費納付金、7億4,440万4,000円、これも30年度から新しく計上される科目で、県全体の保険給付費について国県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

5款財政安定化基金拠出金1,000円は、基金からの交付金、貸付金により取り崩した額に対して、政令で定めるところにより市町村が徴収されるものです。同時に県は、市町村総額の3倍に相当する額を、国は県の3分の1を負担することになります。

6款1項保健事業費、1,248万6,000円、2項特定健康診査等医療費1,891万4,000円は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制する予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた予算を計上しております。

7款1項財政安定化基金償還金1,000円は、基金から貸付を受けた場合の償還金です。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、議案書43ページです。

議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。
議案書は43ページですけど、このまま当初予算書で説明させていただきます。予算書の
57ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,600万円と定める。
前年度と比較しますと、4.5%、1,400万円の増額となっております。第2項歳入歳出の
款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次のページ、59ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、2億3,100万円、対前年度比較1.6%の増でございます。
これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金、131万8,000円は、歳出に計上しておりますシステム改修業務
委託料に対する補助金です。

4款1項他会計繰入金9,362万4,000円、対前年度比較10.6%の増でございます。
人件費を含む事務費に係ります繰入金と、保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を
計上しております。

次のページ、60ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費912万9,000円、対前年度比較62.8%の増でございます。職員1人分の人
件費と後期高齢者医療保険料、軽減特例見直しに伴うシステム改修業務委託料が主なものでござ
います。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億1,521万8,000円、対前年度比較3.4%
の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納
付するものでございます。

以上、30年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 昼食時間にかかると思いますが、このまま議事を進行したいと思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしですね、はい。

続いて、議案第26号から議案28号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、別冊の特別会計歳入歳出予算書の85ページをお願い
します。

議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成30年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億8,300万円と定めるもので

ございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の87ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金、1,332万1,000円、前年比25.9%の減は、供用開始面積の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料、2億6,039万4,000円、前年比5.9%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金、1億2,100万円、前年比5.5%の減でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金、3億707万9,000円、前年比3.2%の増でございます。

2項基金繰入金、3,169万6,000円、前年比4.2%の減は、平成26年度から29年度までの基金積み立てから当該年度の平成30年度への基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、300万円、前年度と同額でございます。

8款町債1項町債、4億4,650万円、前年比17.0%の増でございます。管渠築造工事等の増によるものでございます。

次の88ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費、2億195万3,000円、前年比0.7%の減は受益者負担金前納報奨金の減によるものでございます。

2款1項下水道事業費、5億496万3,000円、前年比14.4%の増は、管渠築造工事請負費並びに修繕料等の増によるものでございます。

3款1項公債費、4億7,530万円、前年比3.0%の増は、償還据置終了後の償還元金の増によるものでございます。

次の89ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債。多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円、多々良川流域関連公共下水道分、2億8,110万円、資本費平準化債、公共下水道分、6,930万円、資本費平準化債、流域下水道分、2,120万円。特別措置分、4,650万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、121ページをお願いします。

議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出についてでございます。平成30年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,500万円と定めるものでござい

ます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の123ページをお願いします。

歳入、主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料、723万8,000円、前年比0.8%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3款繰入金1項他会計繰入金、5,365万2,000円、前年比10.8%の増でございます。

6款町債1項町債、2,410万円、前年比3.0%の増でございます。

次の124ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款1項農業集落排水事業費、2,171万5,000円、前年比48.7%の増は、施設修繕料の増によるものでございます。

3款1項公債費、6,223万9,000円、前年比1.2%の減は償還利子の減によるものでございます。

次の125ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,410万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成30年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数1万696戸、前年比3.2%増の見込みでございます。(2)年間総給水量、267万7,495立方メートル、前年比0.2%増の見込みでございます。(3)年間有収水量、251万1,491立方メートル、前年比0.7%増の見込みでございます。(4)1日平均給水量、7,335立方メートル、前年比0.2%増の見込みでございます。(5)建設改良事業費、1億5,980万9,000円、前年比49.4%減の見込みでございます。これは、配水施設改良事業の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は第1款水道事業収益、6億4,755万2,000円、前年比0.9%の増、主なものは営業収益のうち給水申込加入金の増によるものでございます。

支出は、第1款水道事業費、5億7,339万7,000円、前年比3.3%の増、主なものは、営業費用のうち原浄費の受水費及び減価償却費等の増によるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は第1款資本的収入、3,500万円、前年比85.5%の減、緊急時用連絡管事業が平成29年度で終了することに伴う国庫補助金及び企業債の減によるものでございます。

支出は、第1款資本的支出、2億3,773万6,000円、前年比39.3%の減、これも緊急時用連絡管事業の終了に伴う減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。(1)職員給与費、9,214万3,000円、前年比2.3%の減は人事異動によるものでございます。

(2)交際費、10万円、前年と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。これは、量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号は予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長(三角 良人) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後0時11分散会
